

令和7年7月3日
福祉部長寿応援課

敬老祝金の支給方法見直しについて

1 現状

敬老祝金は「江東区敬老祝金支給に関する条例」に基づき、高齢者に対して敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに福祉の増進を図ることを目的に、区内に住所を有する、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳以上（長寿）の方を対象に、老人福祉法に定める老人週間（9月15日～21日）に合わせて支給している。

平成30年度までは、民生・児童委員（以下「民生委員」という。）による戸別訪問で全対象者に支給していたが、令和元年度より民生委員の負担軽減のため、喜寿については、現金書留による支給に変更している。

2 見直しの背景

- （1）戸別訪問支給は、地域の高齢者との関係構築や生活状況把握の一助となるとの意見もある一方で、民生委員の本来業務の負担となり、かつ民生委員の安全上等の課題があり見直しを求める意見がある。
- （2）戸別訪問による支給は、盗難、詐欺被害、紛失など、現金は安全上のリスクが高い。
- （3）住所・名前・生年月日等個人情報記載に基づき訪問しているため、リストの紛失・盗難など個人情報流出のリスクがある。
- （4）現金の授受について本人の記憶違いなどから、民生委員から受け取っていないとの申し出があり、トラブルとなることがある。
- （5）訪問は残暑厳しい時期であり、近年の猛暑化の影響による熱中症など、訪問する民生委員の健康面も懸念されるため。

3 見直し内容

民生委員の負担軽減および個人情報流出防止や公金紛失のリスクを鑑み、令和7年9月実施分より、敬老祝金の民生委員の戸別訪問による手渡しは廃止し、全件現金書留での支給とする。